

報告第 10 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和6年6月11日付けで専決処分したので報告する。

令和6年 8月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

市公用車による駐車場ポール損傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和6年5月7日に発生した市公用車による駐車場ポール損傷事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和６年６月１１日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、市公用車による駐車場ポール損傷事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

７４，８００円

２ 事故の概要

令和６年５月７日、高齢者支援課職員が業務を終え、公用車を訪問先の駐車場から出庫させた際に、車両助手席側ドアの下部が駐車場ポールに接触したため、当該駐車場ポールを損傷する事故が発生した。

協議の結果、当該駐車場ポールの修理費用を支払うことで相手方と合意した。

３ 損害賠償の支払いについて

本市が加入する自動車保険から相手方に全額支払う。